

大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する農山漁村発イノベーションを推進することを目的に、農山漁村発イノベーション等の取組に関する市町村戦略の策定や農村漁村発イノベーションに取り組む人材の育成、及び大阪府の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体）と地域の様々な事業者等がネットワークを構築し、そのネットワークを活用した新商品開発や販路開拓等の取組及びその取組に必要な機械又は施設の整備を支援するため、予算の定めるところにより、市町村、農林漁業者等及び農林漁業者等とネットワークを形成する民間事業者等に対し、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号。以下「農林水産省規則」という。）、「農山漁村振興交付金交付等要綱」（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象者及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請は、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付申請書（農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）農山漁村発イノベーションサポート事業（以下「農山漁村発イノベーションサポート事業」という。）の場合は様式第1号の1、農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）農山漁村発イノベーション推進支援事業（以下「農山漁村発イノベーション推進支援事業」という。）の場合は様式第1号の2、農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）（以下「農山漁村発イノベーション整備事業」という。）の場合は様式第1号の3。以下「申請書」という。）を知事に対し、その定める期日までに提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人（特殊会社）、地方独立行政法人、公立大学法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、所轄庁の認定、特例認定を受けた法人は、この限りでない。

- (1) 要件確認申立書（様式第2号）
- (2) 暴力団等審査情報（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 交付決定後、補助事業者が、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

4 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、この限りでない。

- 5 事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、第4条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金に関する交付決定前着手届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第4条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に対し、通知するものとする。

（経費配分の軽微な変更等）

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表2に掲げる知事の承認を必要とする重要な変更以外のものとする。

- 2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第4号に規定する補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付の申請の取り下げ）

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第7条 規則第10条の規定による報告は、12月31日現在の状況について、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業遂行状況報告書（様式第8号）を1月15日までに知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）を実施する補助事業者は、工事が完了したときは、速やかにその旨を大阪府農山漁村発イノベーション対策補助（農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型））に関するしゅん功届（様式第9号）により知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による報告は、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業実績報告書（農山漁村発イノベーションサポート事業の場合は様式第10号の1、農山漁村発イノベーション推進支援事業の場合は様式第10号の2、農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の場合は様式第10号の3。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 第3条第4項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第4項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金の消費税仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、そ

の状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿、施設等の検査を行うことができる。補助事業者は検査に協力しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第10条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、当該補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

2 補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（交付要綱別記様式第11号）及びその他証拠書類を保存しなければならない。

また、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者としての注意をもって管理するとともに、当該補助金交付の目的にしたがって、その効率的な運営を図らなければならない。

(実施状況の報告)

第12条 補助事業者は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について自ら点検を行った上で、知事が定める様式により、農山漁村発イノベーションサポート事業、農山漁村発イノベーション推進支援事業の場合は、翌年度の6月15日までに、農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の場合は、5月15日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項により報告を受けた場合、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した受けた場合、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

(事業成果の評価報告)

第13条 補助事業者は、農山漁村発イノベーション推進支援事業、農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の場合は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行った上で知事が定める様式により事業成果評価報告を作成し、知事に対し、農山漁村発イノベーション推進支援事業の場合は目標年度の翌年度の6月15日までに、農山漁村発イノベーション整備事業の場合は目標年度の翌年度の5月15日までに、報告しなければならない。

2 知事は、前項により報告を受けた場合、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

(事業収益状況の報告)

第14条 補助事業者は、交付事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、交付要綱別記様式第10号により、各決算期の終了後（半年決算の補助事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2か月以内に、知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 規則第19条ただし書並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（農林水産省規則別表に規定する処分制限期間をいう。）の例による。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年10月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業区分	補助事業	補助対象者	補助率
1 農山漁村 発イノベーション サポート 事業	1 農山漁村発イノベーション 等に関する戦略の策定（更新 を含む。）又は策定に向けた 検討 2 市町村戦略に基づく農山漁 村発イノベーション事業体と 他の事業者等とのマッチン グ、異業種交流等を目的とし た交流会の開催 3 人材育成研修会の開催	市町村	交付率は定額とす る。
2 農山漁村 発イノベーション 推進支援 事業	1 2次・3次産業と連携した 加工・直売の推進 2 新商品開発・販路開拓の実 施 3 直売所の売り上げ向上に向 けた多様な取組 4 多様な地域資源を新分野で 活用する取組	農林漁業者等、商工業者の 組織する団体、民間事業 者、公益社団法人、公益財 団法人、一般社団法人、一 般財団法人、特定非営利活 動法人、企業組合、事業協 同組合、市町村、市町村協 議会（注1）、特認団体（注 2）	1 交付率は、1/2 と する。 2 事業実施期間に おける助成額の上 限は 500 万円とす る。ただし、1 から 4 までの取組のう ち、いずれか 1 つ あるいは複数の取 組を実施する場合 にあっても、500 万円とする。5 の 取組と併せて行う 場合にあっては助 成額の総額が 500 万円を超えないこ ととする。 3 事業と併せて行 う簡易な施設整備 に係る助成額の上 限は、併せ行うソ フト対策に対する 助成額よりも低い 額とする。
	5 多様な地域資源を活用した 研究開発・成果利用の促進	農林漁業者等、商工業者の 組織する団体、民間事業	1 交付率は、定額と する。

		者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム（注3）	2 事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。 3 1から4までの取組と併せ行う場合にあっては、助成総額が500万円を超えないこととする。
3 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）	1 農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設 (1)農林水産物等の集出荷のために必要な施設 (2)農林水産物等の処理・加工のために必要な施設 (3)農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設 (4)農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設 (5)捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 (6)収穫後用病虫害防除のために必要な施設 (7)未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設及び地域活性化に資する外部への給電のために必要な施設 (8)(1)～(7)の附帯施設	1 事業実施主体 (1)農林漁業者の組織する団体（補助事業の欄1から3の事業に限る。） 主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である農林漁業者が3戸以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体であるものとする。 なお、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。 これらの団体が主たる構成員又は出資者と	交付率は、定額又は3/10とする。 ただし、実施要領の別記2-3の第3の3(1)のただし書に該当する事業については、定額又は1/2以内とする

	<p>2 本事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等</p> <p>(1)簡易土地基盤整備 (2)農業用水のために必要な施設 (3)営農飲雑用水のために必要な施設 (4)農林水産物生産に必要な施設 (5)乾燥調製貯蔵のために必要な施設 (6)育苗のために必要な施設 (7)水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設 (8)堆肥製造のために必要な施設 (9)新技術活用種苗等供給のために必要な施設 (10)特用林産物生産のために必要な施設 (11)農林水産物運搬のために必要な施設 (12)未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設 (13)(1)～(12)の附帯施設</p> <p>3 農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供等のために必要な施設</p> <p>(1)農林水産物以外の地域資源の処理・加工のために必要な施設 (2)農林水産物以外の地域資源の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物以外の地域資源の総合的</p>	<p>なっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているものを含む。なお、実施要領別記2-3別表1の交付対象事業欄の(1)のエに掲げる施設等を整備しようとする者は、実施要領別記4に定める地域協議会（以下「農泊地域協議会」という。）の構成員ではない者に限る（本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員となった場合は、この限りではない。）。</p> <p>(2)中小企業者（補助事業の欄3または4の事業に限る。）</p> <p>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業（注4）を除く。）</p> <p>（注）みなし大企業と</p>	
--	---	--	--

	<p>な販売のために必要な施設</p> <p>(3)農林水産物以外の地域資源の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図る農林水産物以外の地域資源の生産・加工体験提供のために必要な施設</p> <p>(4)未利用資源をエネルギー化し、農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供施設に供給するために必要な施設</p> <p>(5)地域資源を活用した起業のために必要な施設</p> <p>(6)(1)～(5)の附帯施設</p> <p>4 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>(1)農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>(2)(1)の附帯施設（当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。）</p>	<p>は、以下アからウの法人をいう。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資金の額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資金の額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼務する役員の総数の2分の1以上を占めている法人</p> <p>2 交付対象事業費に充てる資金は、実施要領別記2-3第3の2に掲げる機関が資金の貸付又は出資（以下「貸付等」という。）を行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸付等を行う資金とする。</p>	
--	--	--	--

(注)

- 1 「市町村協議会」とは、市町村が管轄区域内の農林漁業者等、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て組織する協議会をいう。
- 2 「特認団体」とは、法人格を有さない団体であって、以下の要件を全て満たすものをいう。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
 - オ 知事が地方農政局長等と協議の上で、特に必要であると認める団体であること。
- 3 「コンソーシアム」とは、以下の要件を全て満たす事業化共同体をいう。
 - ア 構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。
 - イ 定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。
 - ウ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。

エ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第7条又は第8条の規定に基づく認定を受けた認定研究開発・成果利用事業者又は当該事業者を含む関係者で構成されるものであること。

別表2（第5条関係）

区分	軽微な変更
農山漁村発イノベーションサポート事業	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更
農山漁村発イノベーション推進支援事業	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 交付対象経費の減額 (実施要領の別記2-1の第4の3に掲げる不用額の発生が確実である場合に限る)
農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の名称の変更 4 事業費の3割以上の増減

様式第1号の1（第3条関係）

番 号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付申請書
（農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション
創出支援型）農山漁村発イノベーションサポート事業）

〇〇年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容等 別添計画書のとおり
（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領の別記2-2「農山漁村振興推進計画及び事業実施計画 農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業」（別紙様式第4号）を添付すること）

2 交付申請額 円

3 補助事業の経費配分及び負担区分

区分	総事業費	補助対象経費	負 担 区 分		
			府補助金	その他	うち消費税
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

4 事業完了（予定）年月日

様式第1号の2（第3条関係）

番 号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付申請書
（農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション
創出支援型）農山漁村発イノベーション推進支援事業）

〇〇年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容等 別添計画書のとおり
（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領の別記2-1「農山漁村振興推進計画及び事業実施計画 農山漁村発イノベーション創出支援型のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業」（別紙様式第1号）を添付すること）

2 交付申請額 円

3 補助事業の経費配分及び負担区分

区分	総事業費	補助対象経費	負 担 区 分		
			府補助金	その他	うち消費税
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

4 事業完了（予定）年月日

様式第1号の3 (第3条関係)

番 号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地

事業実施主体名

代表者氏名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付申請書
(農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型))

〇〇年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容等 別添計画書のとおり
(農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領の別記2-3「農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)事業実施計画書」(別紙様式第1号)及び実施設計書を添付すること)

2 交付申請額 円

3 事業計画

設置場所	事業の内容	事業費	工期		備考
			着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日	

4 補助事業の経費配分及び負担区分

区分	総事業費	補助対象 経費	負 担 区 分				備 考
			府補助金	その他	うち		
円	円	円			円	円	円
計	円	円	円	円	円	円	

5 事業完了(予定)年月日

様式第2号（第3条関係）

要件確認申立書

大阪府知事様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

所 在 地

事業実施主体名

代表者氏名

様式第3号（第3条関係）

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	ｶﾀ (半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

年 月 日

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

様式第4号（第3条関係）

該当事項届出書

大 阪 府 知 事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となったので、本書面を届け出ます。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金に関する交付決定前着手届

このことについて、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担する。
- 2 交付決定を受けた交付金の金額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって異議を申し立てない。
- 3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わない。

事業の区分	農山漁村発イノベーション対策
事業メニュー	
事業費(円)	円
事業実施主体	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
交付決定前に事業に着手する理由	

注：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

大 阪 府 知 事 様

所 在 地

事業実施主体名

代表者氏名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪府指令〇〇第〇〇号をもって補助金交付決定の指令のあった〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金について、下記の理由により、大阪府補助金交付規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する変更承認を受けたいので、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付要綱第5条第2項の規定により申請します。

記

変更理由 変更理由については、できる限り具体的に詳細に記入すること。

変更事業計画 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式に変更計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段に（ ）で当初計画を記載すること。

様式第7号（第5条関係）

番 号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪府指令〇〇第〇〇号をもって補助金交付決定の指令のあった〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金について、下記の理由により、大阪府補助金交付規則第6条第1項第3号に規定する中止（廃止）承認を受けたいので、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付要綱第5条第3項の規定により申請します。

記

中止（廃止）理由

様式第8号（第7条関係）

番 号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地

事業実施主体名

代表者氏名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業遂行状況報告書

大阪府補助金交付規則第10条及び大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区分	年間計画		12月31日現在実施状況			1月以降実施予定		備考
	事業費 円	府補助金 円	事業費 円	府補助金 円	出来高 %	事業費 円	府補助金 円	
								事業完了 予定年月日

（注）区分欄には様式第1号の1、様式第1号の2又は様式第1号の3の区分に記載された事項について記載すること。

様式第9号（第7条関係）

番 号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助（農山漁村発イノベーション
整備事業（産業支援型））に関するしゅん功届

このことについて、下記のとおりしゅん功を届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着工住所	
着工年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 （または予定日）	年 月 日
引き渡し年月日 （または予定日）	年 月 日
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- (注) 1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とする。
2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。なお、しゅん功年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

様式第10号の1（第8条関係）

番 号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地

事業実施主体名

代表者氏名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業実績報告書
（農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション
創出支援型）農山漁村発イノベーションサポート事業）

大阪府補助金交付規則第12条及び大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 円

精 算 額 円

2 補助事業の経費配分及び負担区分

区分	総事業費	補助対象経費	負 担 区 分		
			府補助金	その他	うち消費税
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

※申請額を上段に（ ）書きで記入し、実績額を下段に記入すること。

3 事業完了年月日

※農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領の別記2-2「農山漁村振興推進計画及び事業実施計画 農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業」（別紙様式第4号）に事業実施報告書として実績を記入し、添付すること。

様式第10号の2（第8条関係）

番 号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地

事業実施主体名

代表者氏名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業実績報告書
（農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション
創出支援型）農山漁村発イノベーション推進支援事業）

大阪府補助金交付規則第12条及び大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 円

精 算 額 円

2 補助事業の経費配分及び負担区分

区分	総事業費	補助対象経費	負 担 区 分		
			府補助金	その他	うち消費税
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

※申請額を上段に（ ）書きで記入し、実績額を下段に記入すること。

3 事業完了年月日

※農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領の別記2-1「農山漁村振興推進計画及び事業実施計画 農山漁村発イノベーション創出支援型のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業」（別紙様式第1号）に事業実施報告書として実績を記入し、添付すること。

様式第10号の3（第8条関係）

番 号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助事業実績報告書
（農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型））

大阪府補助金交付規則第12条及び大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
精算額 円

2 事業実績

設置場所	事業の内容	事業費	工期		備考
			着工年月日	竣工年月日	

3 補助事業の経費配分及び負担区分

区分	総事業費	補助対象 経費	負 担 区 分				備 考
			府補助金	その他	うち借入金	うち消費税	
	円	円	円	円	円	円	
計							

4 事業完了年月日

5 経費の使用方法

※農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領の別記2-3「農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）事業実施計画書」（別紙様式第1号）に実績を記入し、添付すること。また、財産管理台帳の写し及び食料産業局長が別に定める貸付機関が発行する融資証明書その他の融資が確実に行われていることを証明する書類を添付すること。

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金の消費税仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪府指令〇〇第〇〇号をもって補助金交付決定の指令のあった〇〇年度大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金について、大阪府農山漁村発イノベーション対策補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告します。

記

1 大阪府補助金交付規則第13条の補助金の額の確定額 （〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入 控除税額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4条に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

{ }

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

{ }

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料